

砥部町建設工事等入札参加資格停止措置規程

平成 28 年 3 月 18 日

砥部町告示第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町が発注する建設工事及び建設工事に関する調査、測量、設計業務(以下「町工事等」という。)の契約に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、砥部町入札参加業者資格審査規程(平成 18 年砥部町告示第 95 号)に基づき、一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格の認定を受けた者(以下「有資格業者」という。)に対する入札参加資格停止(一定の期間、一般競争入札にあっては入札参加資格を認めず、指名競争入札にあっては指名の対象外とする措置をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格停止)

第 2 条 町長は、有資格業者が別表第 1 及び別表第 2 の各項(以下「別表各項」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて当該別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加資格停止を行うものとする。

2 町長は、前項の規定により入札参加資格停止を行ったときは、町工事等の契約のため一般競争入札を行うに際し、当該入札参加資格停止に係る有資格者の当該一般競争入札に係る入札参加資格を認めてはならない。

3 町長は、第 1 項の規定により入札参加資格停止を行ったときは、町工事等の契約のため指名を行うに際し、当該入札参加資格停止に係る有資格業者を指名してはならない。

4 町長は、第 1 項の規定により入札参加資格停止を行った場合において、当該入札参加資格停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加資格停止)

第 3 条 町長は、前条第 1 項の規定により入札参加資格停止を行う場合において、当該入札参加資格停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を併せて行うものとする。

2 町長は、前条第 1 項の規定により共同企業体について入札参加資格停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該入札参加資格停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を併せて行うものとする。

3 町長は、前条第 1 項又は前 2 項の規定による入札参加資格停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を行うものとする。

4 前条第2項から第4項までの規定は、前3項の場合について準用する。

(入札参加資格停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加資格停止の期間の短期及び長期とする。

2 別表各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合における入札参加資格停止の期間の短期は、これらの表に規定する期間の短期の2倍(次の各号の入札参加資格停止を受けた期間が1月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1) 別表各項の措置要件に該当して入札参加資格停止を受けた有資格業者が、当該入札参加資格停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(当該入札参加資格停止期間中を含む。)に別表各項の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1項から第3項まで又は第4項から第9項までの措置要件に該当して入札参加資格停止を受けた有資格業者が、入札参加資格停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に別表第2第1項から第3項まで又は第4項から第9項までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。))。

3 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による入札参加資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 町長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える入札参加資格停止の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍の期間が36月を超える場合は36月)まで延長することができる。

5 町長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加資格停止の期間を変更することができる。

6 町長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加資格停止を解除するものとする。

(入札参加資格停止の通知)

第5条 町長は、第2条第1項若しくは第3条第1項から第3項までの規定により入札参加資格停止を行い、前条第5項の規定により入札参加資格停止の期間を変更し、又は前条第6項の規定により入札参加資格停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により入札参加資格停止の通知をする場合において、当該入札参加資格停止の事由が町工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を求めるものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 町長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。た

だし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 入札参加資格停止の期間中の有資格業者は、町工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することはできない。ただし、当該有資格業者が入札参加資格停止の期間の開始前に下請人となった場合は、この限りでない。

(入札参加資格停止に至らない事由に関する措置)

第8条 町長は、入札参加資格停止に至らない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(入札参加資格停止情報の公表)

第9条 町長は、入札参加資格停止を行ったときは、当該有資格者の商号又は名称、代表者名、所在地、入札参加資格停止期間及び入札参加資格停止理由を公表するものとする。入札参加資格停止の期間中に入札参加資格停止期間の変更を行ったときも同様とする。

(入札参加資格停止措置の特例)

第10条 第2条第1項又は第3条第1項から第3項までの規定による入札参加資格停止の期間の有資格者から合併、分割、営業譲渡等により業務を受け継いだ有資格者は、当該入札参加資格停止の期間中、入札参加資格停止の措置を受けたものとみなす。

(その他)

第11条 この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に行った指名停止処分については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する

別表第 1(第 2 条、第 4 条関係) 町内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期 間
(虚偽記載) 1 町工事等の契約に係る競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 月以上 12 月以内
(粗雑工事) 2 町工事等の施工に当たり、工事(建設工事並びに建設工事に関する調査、測量及び設計の業務をいう。以下同じ。)を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。) (1) 故意による粗雑工事 (2) 過失による粗雑工事 3 愛媛県内における工事で町工事等以外のもの(以下「一般工事」という。)の施工に当たり、工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。 (1) 故意による粗雑工事 (2) 過失による粗雑工事	当該認定をした日から 4 月以上 24 月以内 当該認定をした日から 2 月以上 12 月以内 当該認定をした日から 2 月以上 12 月以内 当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
(契約違反等) 4 第 2 項に掲げる場合のほか、町工事等の契約の締結又は履行に当たり、契約に違反(社会保険等未加入業者を下請負人とした場合を含む。)若しくは建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に違反し、又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 12 月以内
(公衆損害事故) 5 町工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 12 月以内 当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
(工事関係者事故) 7 町工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 8 月以内 当該認定をした日から 1 月以上 4 月以内

別表第 2(第 2 条、第 4 条関係) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期 間
(贈賄) 1 次に掲げる者が町職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。) (2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。) (3) 有資格業者の使用人で、(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。) 2 次に掲げる者が愛媛県内の町以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人 3 次に掲げる者が愛媛県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 18 月以上 36 月以内 16 月以上 30 月以内 14 月以上 24 月以内 逮捕又は公訴を知った日から 16 月以上 36 月以内 14 月以上 30 月以内 12 月以上 24 月以内 逮捕又は公訴を知った日から 6 月以上 24 月以内 5 月以上 15 月以内 4 月以上 10 月以内
(独占禁止法違反行為) 4 町工事等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 5 愛媛県内の町以外において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 6 愛媛県外において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 18 月以上 36 月以内 当該認定をした日から 14 月以上 36 月以内 当該認定をした日から 6 月以上 24 月以内
(談合又は競売入札妨害) 7 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、町工事等の契約に関し談合若しくは競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 8 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、一般工事における談合若しくは競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 14 月以上 36 月以内 逮捕又は公訴を知った日から 12 月以上 36 月以内

9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、愛媛県外における談合若しくは競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 4 月以上 24 月以内
(暴力的不法行為者)	
10 代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者(以下「有資格業者等」という。)又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。	当該認定をした日から 12 月以上 24 月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間
11 有資格業者等が、暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号)第 1 条各号に掲げる行為(以下「暴力的不法行為等」という。)を行ったと認められるとき。	当該認定をした日から 12 月以上 24 月以内
12 有資格業者等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等(以下「暴力団等」という。)に暴力的不法行為等をさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 12 月以上 24 月以内
13 有資格業者等が、暴力団対策法第 2 条第 8 号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は同法第 10 条の規定に違反する行為を行ったと認められるとき。	当該認定をした日から 8 月以上 18 月以内
14 有資格業者等が、暴力団対策法第 2 条第 7 号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められるとき。	当該認定をした日から 8 月以上 18 月以内
15 有資格業者等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき。	当該認定をした日から 6 月以上 18 月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間
16 有資格業者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められるとき。	当該認定をした日から 6 月以上 12 月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間
17 有資格業者等が、暴力団等であると知りながら、暴力団等と下請契約又は資材等の購入契約を締結するなど暴力団等を不当に利用したと認められるとき。	当該認定をした日から 6 月以上 12 月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間
18 有資格業者等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から 6 月以上 12 月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間
19 第 10 項から前項までを除くほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員、使用人若しくは実質的に経営に参加し若しくは経営を支配している者が、業務に関し暴力行為等を行ったと認められるとき。	当該認定をした日から 4 月以上 18 月以内
20 町工事等の施工にあたり、暴力団等から不当介入を受けながら、町への報告及び警察への届出を怠ったとき。	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内

(建設業法違反) 21 町工事等以外の工事の施工に当たり、建設業法に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内
(廃棄物処理法違反) 22 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)第 16 条に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 23 前項に掲げる場合以外の廃棄物処理法に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6 月以上 24 月以内 当該認定をした日から 4 月以上 24 月以内
(不正又は不誠実な行為) 24 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為を行ったとき。 25 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治 40 年法律第 45 号)の規定による罰金刑を宣告されたとき。	当該認定をした日から 2 月以上 18 月以内 当該認定をした日から 2 月以上 18 月以内